



平成 19 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 日本ロジステック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 雄吾  
(JASDAQ・コード 9323)  
問合せ先 取締役管理本部本部長 芝山 高功  
T E L (03)3258-1211(代表)

## 当社の完全子会社化のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得 に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 22 日付「当社の完全子会社化のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得について臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議しましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 当社定款の一部変更の承認可決

##### 1. 承認可決された事項の内容

当社は、平成 19 年 11 月 22 日付当社プレスリリース「当社の完全子会社化のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、以下の方法により当社を非上場化することいたしました(以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。)

すなわち、①当社定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設すること、②上記①による定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設す

ること、並びに、③会社法第 171 条並びに①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項が付された当社普通株式(以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。)を有する株主様(但し、当社を除きます。以下、「全部取得条項付普通株主」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、NTS株式会社及び当社経営陣等を除く全部取得条項付普通株主に対して1株未満の端数となるように、取得対価として当社A種種類株式を交付し、それによりNTS株式会社及び当社経営陣等のみが当社の株主となるようにすることを予定しておりました。もともと、本公開買付けの結果、平成 19 年 10 月 22 日時点において当社普通株式 250,000 株を保有する当社の大株主であるりそなキャピタル株式会社(以下「りそなキャピタル」といいます。議決権を行使することができる株主の議決権の数 6,554 個(平成 19 年 3 月 31 日現在)に対する所有割合:3.81%)が本公開買付けに応募されなかった結果、りそなキャピタルについても引き続き当社の株主となる予定です。

上記①(以下「本定款一部変更等①」といいます。)、②(以下「本定款一部変更等②」といいます。 )及び③(以下「本定款一部変更等③」といいます。 )について承認をいただくため、本日、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。 )及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。 )を開催いたしました。

本定款一部変更等①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更②は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。第 1 号議案及び第 2 号議案の詳細な内容に関しては、平成 19 年 11 月 22 日付当社プレスリリース「当社の完全子会社化のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 本定款一部変更等①及び②の効力の発生

本定款一部変更等①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって既に生じております。

また、本定款一部変更②及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成 20 年 1 月 24 日(木)に発生いたします。

## II. 全部取得条項付普通株式の取得の承認可決

### 1. 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等③は、本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成 19 年 11 月 22 日付当社プレスリリース「当社の完全子会社化のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、会社法 171 条並びに本定款一部変更等①及び②における変更後の定款に基づき、当社が全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得の対価として、本定款一部変更等①により設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき 0.00002 株の割合をもって交付するものです。

### 2. 本定款一部変更等③の効力の発生

本定款一部変更等③(全部取得条項付普通株式の取得)の効力は、本臨時株主総会における承認可決による。本定款一部変更等②の効力発生を条件として、平成 20 年 1 月 24 日(木)(以下「取得日」といいます)に発生いたします。

## III. 本定款一部変更等に関する日程の概要

平成 19 年 12 月 18 日	整理ポストへの割当て(予定)
平成 19 年 12 月 19 日	株券提出手続きの開始(予定)
平成 20 年 1 月 17 日	当社普通株式にかかる株券の最終売買日(予定)
平成 20 年 1 月 18 日	当社普通株式にかかる株券の上場廃止日(予定)
平成 20 年 1 月 23 日	本定款一部変更等③により A 種種類株式を交付する株主の基準日
平成 20 年 1 月 24 日	株券提出期限(予定) 当社による当社普通全部取得条項付株式の取得日及び A 種種類株式交付日(予定)

以上